

新	旧
<p align="center">三井住友信託銀行住宅ローン契約に関する個人情報等の取扱いに関する同意事項</p> <p>申込人（借主）、連帯保証人および担保提供者（予定者を含みます。以下、「申込人等」といいます。）は、<u>申込人が住信SBIネット銀行株式会社（以下、「銀行」といいます。）を銀行代理業者として三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）に借入申込（以下、「この申込」といいます。）を行うにあたり、申込人等の個人情報等の取扱いに関して以下の各条項を確認し、その内容について同意いたします。また、この申込に基づき三井住友信託銀行との間での住宅ローン契約（以下、「本契約」といいます。）が成立した場合に銀行が三井住友信託銀行から本契約および本契約に基づく債権の管理、回収等に関する事務（以下、「本件事務」といいます。）を受託し、これらの範囲で三井住友信託銀行に代わって、本契約に基づく事務を取扱う場合についても、同様に以下のとおり同意します。ただし、担保提供者（連帯保証人を兼ねている場合を除く）には、第2条および第3条の条項は適用されません。</u></p>	<p align="center">銀行代理業における個人情報の取扱いに関する同意事項</p> <p>申込人（借主）、連帯保証人および担保提供者（予定者を含みます。以下、「申込人等」といいます。）は、住信SBIネット銀行株式会社（以下、「銀行」といいます。）に<u>申込人が借入申込（以下、「この申込」といいます。）を行うにあたり、申込人等の個人情報の取扱いに関して以下の各条項を確認し、その内容について同意いたします。なお、この申込に基づき契約が成立した場合の取扱いについても同様に以下のとおり同意します。ただし、担保提供者（連帯保証人を兼ねている場合を除く）には、第2条および第3条の条項は適用されません。</u></p>
<p>第1条 銀行の個人情報等の利用目的等</p> <p>1. 申込人（借主）、連帯保証人および担保提供者（以下、「申込人等」といいます。）は、銀行が、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、申込人等の個人情報を、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。また、申込人等は、銀行が三井住友信託銀行の銀行代理業者および本件事務の受託者としての業務（以下、「本件事務」といいます。）の遂行にあたって取得した申込人等の個人情報についても次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。</u></p> <p>(1) 業務内容 略</p> <p>(2) 利用目的 略</p> <p>2. <u>申込人等は、銀行法および保険業法等に基づき、次の各号の事項について同意します。</u></p> <p>(1) <u>銀行が、本件事務の遂行にあたって知りえた申込人等の金融取引または資産等に関する情報（以下、「非公開金融情報」といい、個人情報とあわせて「個人情報等」といいます。）を、前項1号の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用すること</u></p> <p>(2) <u>銀行が、前項1号の業務の遂行にあたって知りえた申込人等に関する非公開情報を、本件事務に利用すること</u></p> <p>(3) <u>銀行が、前号の非公開情報を三井住友信託銀行に提供すること</u></p> <p>3. <u>前2項にかかわらず、特定の個人情報等の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。</u></p> <p>具体的には以下のとおりです。</p> <p>○銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人情報情報機関から提供を受けた申込人等の借入金返済能力に関する情報は、申込人等の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。</p> <p>○銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供しません。</p>	<p>第1条 銀行の個人情報の利用目的</p> <p>申込人（借主）、連帯保証人および担保提供者（以下「申込人等」といいます。）は、銀行が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、申込人等の個人情報を次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。また、申込人等は銀行が三井住友信託銀行株式会社の銀行代理業者として取得した申込人等の個人情報についても次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>1. 業務内容 略</p> <p>2. 利用目的 略</p> <p><u>なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。</u></p> <p>具体的には以下のとおりです。</p> <p>○銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人情報情報機関から提供を受けた申込人等の借入金返済能力に関する情報は、申込人等の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。</p> <p>○銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供しません。</p>

第2条 個人信用情報機関の利用等
略

第3条 個人信用情報機関への登録等

1. 申込人等は、この申込（本契約が成立した場合は、その契約および返済状況等を含む）に関して、下表の個人情報（その履歴を含む。）が、銀行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	この申込による契約の契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中及び契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、	契約継続中及び契約終了後5年以内

第2条 個人信用情報機関の利用等
略

第3条 個人信用情報機関への登録等

1. 申込人等は、この申込（この申込に基づく契約が成立した場合は、その契約および返済状況等を含む）に関して、下表の個人情報（その履歴を含む。）が、銀行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	この申込による契約の契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中及び契約終了後5年以内

<table border="1" data-bbox="183 98 762 421"> <tr> <td>破産申立、債権譲渡等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債権譲渡の事実に係る情報</td> <td>当該事実の発生日から1年以内</td> </tr> <tr> <td>申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)</td> <td>照会日から6ヶ月以内</td> </tr> </table> <p>2. 略</p> <p>3. 前2項に規定する個人信用情報機関は第2条3項に記載のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(銀行ではできません。)</p>	破産申立、債権譲渡等)		債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内	申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6ヶ月以内	<table border="1" data-bbox="903 98 1485 533"> <tr> <td>取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</td> <td>契約継続中及び契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>債権譲渡の事実に係る情報</td> <td>当該事実の発生日から1年以内</td> </tr> <tr> <td>申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)</td> <td>照会日から6ヶ月以内</td> </tr> </table> <p>2. 略</p> <p>3. 前2項に規定する個人信用情報機関は第2条第3項に記載のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(銀行ではできません。)</p>	取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中及び契約終了後5年以内	債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内	申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6ヶ月以内
破産申立、債権譲渡等)													
債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内												
申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6ヶ月以内												
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中及び契約終了後5年以内												
債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内												
申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6ヶ月以内												
<p>第4条 個人情報の第三者提供</p> <p>1. 親族・連帯保証人等への提供</p> <p>(1)略</p> <p>(2)申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合、銀行が電話等により申込人等に対し催告・督促・通知をするにあたり、申込人等の所在の確認が困難と判断された場合は、遅滞している債務等の内容について申込人等の親族等に対して開示することに同意します。</p> <p>(3)申込人は、この申込に基づく契約が成立した場合、<u>連帯保証人から銀行に対して請求があったときは、銀行が連帯保証人に対し、民法第458条の2に規定する情報を提供することに同意します。</u></p> <p>2. 不動産鑑定士や司法書士等への提供</p> <p>(1)申込人等は、銀行が必要に応じて銀行指定の外部不動産鑑定士等に<u>依頼し、この申込にかかる不動産の評価および現地調査を行う際に、必要な範囲で申込人等の個人情報</u>を不動産鑑定士等に提供することに同意します。</p> <p>(2)申込人等は、担保物件の抵当権設定等を行うために、銀行が必要に応じて銀行指定の司法書士等に<u>依頼し、登記を依頼する際に、必要な範囲で申込人等の個人情報</u>を司法書士等に提供することに同意します。</p> <p>3. 債権譲渡</p> <p>申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合は、当該契約に<u>かかる債権を銀行が第三者に譲渡する場合は、債権譲渡のために必要な範囲内で、申込人等の個人情報</u>を、債権譲渡先に提供し、<u>債権譲渡先が債権管理・回収等のために利用</u>することに同意します。</p> <p>4. 保険会社への個人情報の提供</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p> <p>5. その他</p> <p><u>その他、銀行は、法令に基づき第三者提供を行う場合があります。</u></p>	<p>第4条 個人情報の第三者提供</p> <p>1. 親族への提供</p> <p>(1)略</p> <p>(2)申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合、銀行が電話等により申込人等に対し催告・督促・通知をする<u>場合</u>にあたり、申込人等の所在の確認が困難と判断された場合は、遅滞している債務等の内容について申込人等の親族等に対して開示することに同意します。</p> <p>2. 不動産鑑定士や司法書士等への提供</p> <p>(1)申込人等は、銀行が必要に応じて銀行指定の外部不動産鑑定士等にこの申込にかかる不動産の評価を<u>依頼することおよび現地調査を行う</u>ことに同意します。</p> <p>(2)申込人等は、担保物件の抵当権設定等を行うために、銀行が必要に応じて銀行指定の司法書士等に登記を依頼することに同意します。</p> <p>3. 債権譲渡</p> <p>(1)申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合は、当該契約による債権が、<u>債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することに同意します。</u></p> <p>(2)申込人等は、<u>前号の債権移転のために必要な範囲内で、申込人等の個人情報</u>が、<u>債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等のために利用される</u>ことに同意します。</p> <p>4. 保険会社への個人情報の提供</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p>												
<p>第5条 個人情報の開示・訂正・削除</p> <p>1. 申込人等は、銀行および第2条3項で記載する個人信用情報機関に対して、申込人等の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。</p> <p>(1)銀行に開示を求める場合には、第9条記載の窓口につながるものとします。</p> <p>(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条3項記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。</p> <p>2. 略</p>	<p>第5条 個人情報の開示・訂正・削除</p> <p>1. 申込人等は、銀行および第2条第3項で記載する個人信用情報機関に対して、申込人等の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。</p> <p>(1)銀行に開示を求める場合には、第9条記載の窓口につながるものとします。</p> <p>(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条第3項記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。</p> <p>2. 略</p>												
<p>第6条 個人情報の利用・提供の停止</p>	<p>第6条 個人情報の利用・提供の停止</p>												

<p>1. 銀行は、第1条1項に規定している利用目的のうち、次の各号について、申込人等から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。</p> <p>(1) 銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内（ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含みます。）</p> <p>(2) 提携会社等の商品やサービスにかかる宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付</p> <p>2. 銀行は、第1条2項の情報の利用に関して、申込人等から情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なく、それ以降の利用・提供を停止する措置をとります。</p> <p>3. 前2項の利用・提供の停止を求める場合には、第9条記載の窓口に連絡するものとします。</p>	<p>1. 銀行は、第1条に規定している利用目的のうち、次の各号について、申込人等から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。</p> <p>(1) 銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内（ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含みます。）</p> <p>(2) 提携会社等の商品やサービスにかかる宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付</p> <p>2. 前項の利用・提供の停止を求める場合には、第9条記載の窓口に連絡するものとします。</p>
<p>第7条 不同意の場合 略</p>	<p>第7条 不同意の場合 略</p>
<p>第8条 本契約が不成立の場合 本契約が不成立の場合であっても、本契約の不成立の理由の如何にかかわらず、この申込にかかる個人情報が利用・提供されることに同意します。</p>	<p>第8条 この申込が不成立の場合 この申込による契約が不成立の場合であっても、契約の不成立の理由の如何にかかわらず、この申込にかかる個人情報が利用・提供されることに同意します。</p>
<p>第9条 問合せ窓口 申込人等は、銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除の申し出、個人情報の利用・提供の停止の申し出等個人情報に関する問合せについては、下記カスタマーセンターに連絡するものとします。</p> <p>住信SBIネット銀行 カスタマーセンター <住信SBI ネット銀行に口座をお持ちのお客さま> 0120-953-895(通話料無料) 携帯電話・PHS:0570-053-895(ナビダイヤル※) <住信SBI ネット銀行に口座をお持ちでないお客さま> 0120-974-646(通話料無料) 携帯電話・PHS:0570-001-646(ナビダイヤル※) 平日 9:00～18:00 / 土・日・祝日 9:00～17:00 (12月31日、1月1～3日、5月3～5日を除く) ※通話料 20秒 11円(税込)</p>	<p>第9条 問合せ窓口 申込人等は、銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除の申し出、個人情報の利用・提供の停止の申し出等個人情報に関する問合せについては、下記カスタマーセンターに連絡するものとします。</p> <p>住信SBIネット銀行 カスタマーセンター <住信SBI ネット銀行に口座をお持ちのお客さま> 0120-953-895(通話料無料) 携帯電話・PHS:0570-053-895(ナビダイヤル※) <住信SBI ネット銀行に口座をお持ちでないお客さま> 0120-974-646(通話料無料) 携帯電話・PHS:0570-001-646(ナビダイヤル※) 平日 9:00～18:00 / 土・日・祝日 9:00～17:00 (12月31日、1月1～3日、5月3～5日を除く) ※通話料 20秒 10円(税抜)</p>
<p>第10条 条項の変更 申込人等は、銀行がこの同意事項の各条項を法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できることを同意します。</p>	<p>第10条 条項の変更 申込人等は、銀行がこの申込の各条項を法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できることを同意します。</p>
<p>住信SBIネット銀行の住宅ローン取引に関する情報</p> <p>申込人(借主)、連帯保証人および担保提供者(以下「申込人等」といいます。)が、住信SBIネット銀行株式会社(以下「銀行」といいます。)から借入れた住宅ローン(以下、「現住宅ローン」といいます。)について、三井住友信託銀行株式会社(以下、「三井住友信託銀行」といいます。)に対する借換えの申込みを三井住友信託銀行の銀行代理業者である銀行に行う場合には、現住宅ローンに関し、銀行が申込人等から提出を受けた書類および銀行が保有している申込人等に関する情報を、借換えにかかる三井住友信託銀行の正式審査および三井住友信託銀行の貸付取引の管理のために必要な範囲で銀行から三井住友信託銀行に対して提供し、三井住友信託銀行が当該目的でこれを利用することに、申込人等は同意します。</p>	<p>住信SBIネット銀行の住宅ローン取引に関する情報</p> <p>申込人(借主)、連帯保証人および担保提供者(以下「申込人等」といいます。)が、住信SBIネット銀行株式会社(以下「銀行」といいます。)から借入れた住宅ローン(以下、「現住宅ローン」といいます。)について、三井住友信託銀行株式会社(銀行代理業者 住信SBIネット銀行株式会社) (以下、「三井住友信託銀行」といいます。)に対する借換えの申込みを行う場合には、現住宅ローンに関し、銀行が申込人等から提出を受けた書類および銀行が保有している申込人等に関する情報を、借換えにかかる三井住友信託銀行の正式審査および三井住友信託銀行の貸付取引の管理のために必要な範囲で銀行から三井住友信託銀行に対して提供し、三井住友信託銀行が当該目的でこれを利用することに、申込人等は同意します。</p>
<p>表明および確約事項</p> <p>申込人(借主)、連帯保証人および担保提供者(以下「申込人等」といいます。)は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「銀行」といいます。)に以下の事項について、表明を行い、確約をします。</p>	<p>表明および確約事項</p> <p>申込人(借主)、連帯保証人および担保提供者(以下「申込人等」といいます。)は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「銀行」といいます。)に以下の事項について、表明を行い、確約をします。</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>第3条 申込人等が、第1条各項のいずれかに該当し、もしくは第2条各項のいずれかに該当する行為をし、または第1条の規定にもとづく表</p>	<p>第3条 申込人等が、第1条各項のいずれかに該当し、もしくは第2条各項のいずれかに該当する行為をし、または第1条の規定にもとづく表</p>

明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借入取引を行い、または継続することが不適切である場合には、申込人は、銀行または三井住友信託銀行から融資内諾等があった場合でも、借入を受けられないことがあることに合意します。

以上

明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借入取引を行い、または継続することが不適切である場合には、申込人は、銀行から融資内諾等があった場合でも、借入を受けられず、または銀行から借り入れた後である場合でも、ローン契約に基づき、期限の利益を喪失することがあることに合意します。

以上